

健康被害

p.30：健康被害の予防

p.31：感染症聞き取りカード

p.32：学校感染症一覧表

p.33：アレルギー反応による緊急時の対応

p.34：エピペンの使用方法

p.35：心肺蘇生法

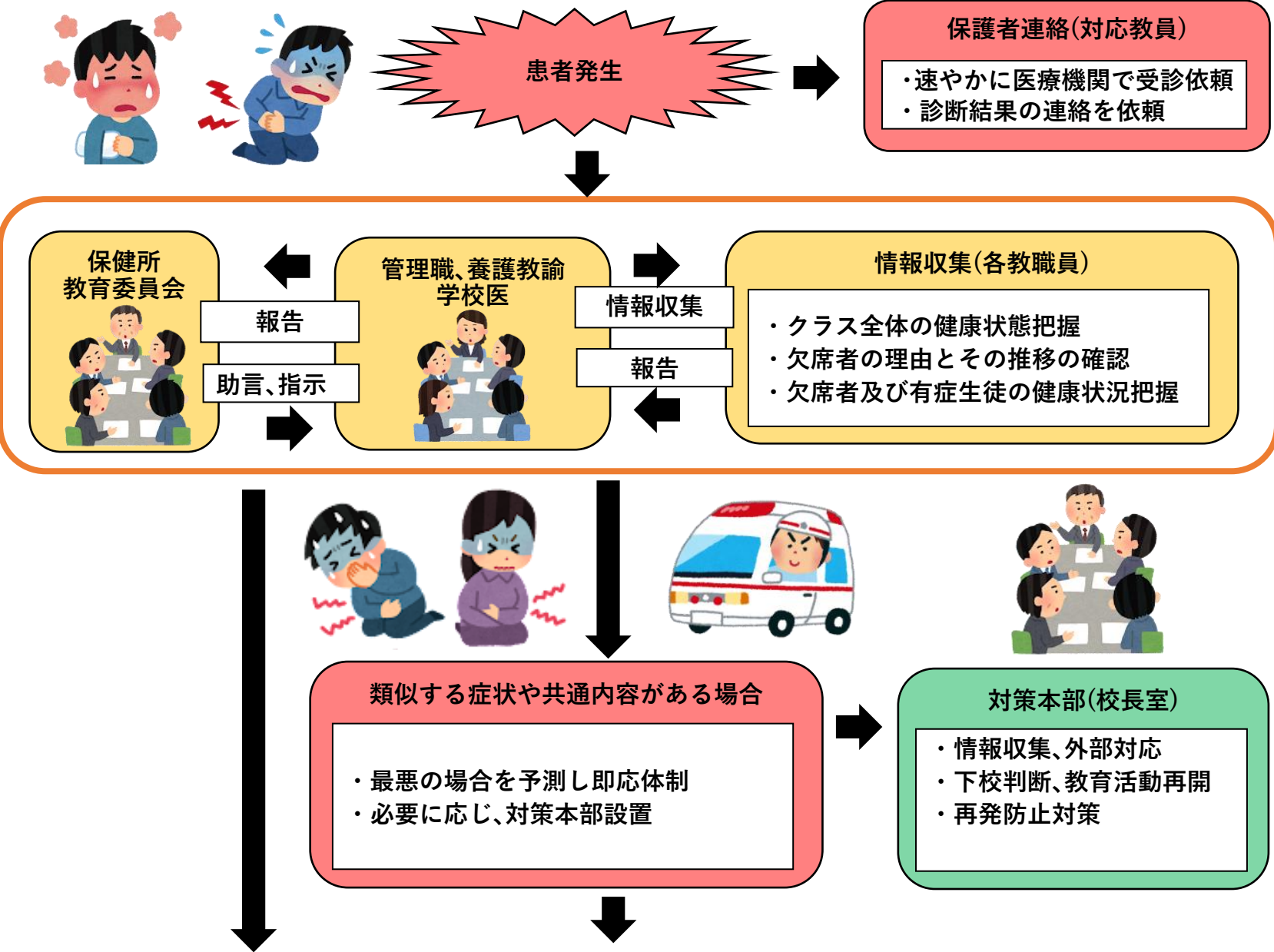
p.36：感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制



◆健康被害の予防

食中毒	感染症(一種～三種)
・手洗い、調理道具の洗浄の徹底 ・学校行事での調理、配膳、配送を的確に実施 ・野外活動での調理、配膳、配送を的確に実施	・日常的な健康観察の継続 ・定期健康診断の受診 ・基本的感染対策の徹底(手洗い・換気) ・流行時期前の予防接種(任意) ・有症時には早期受診 ・自身の発症が集団感染になる可能性を自覚

◆校内であった場合の対応フロー



事後対応	
発生後対応	・重傷であった生徒は登校後も健康状態に留意 ・発生原因は関係機関と連携して究明 ・除去や再発防止に努める
生徒対応	・入院や欠席生徒への訪問、容態の確認 ・必要に応じ、カウンセリング等の支援
保護者対応	・必要に応じ、説明会を設け、事実を説明 ・生徒の健康調査や臨時の健康診断について協力を依頼
感染予防	・疾病の知識、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導

感染症聞き取りカード

年 キ・テ・ト・ケ・テ専・ケ専 氏名：

聞き取り日：令和 年 月 日（ ）

感染症：□新型コロナウイルス感染症 □インフルエンザ □百日咳 □麻疹（はしか）
 □流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） □風しん □水痘（みずぼうそう）
 □咽頭結膜熱（プール熱） □結核 □髄膜炎菌性髄膜炎

診断日：令和 年 月 日（ ）

発症日（発熱等）：令和 年 月 日（ ）

※5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

基礎疾患がある生徒について、主治医の見解のもと登校すべきでないと判断された場合は保健室（養護教諭）にお知らせください。

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準】

分類	感染症名	出席停止の期間の基準
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かひか）（かさぶたのような状態）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 すいまくえんきんせいずいまくえん	

※その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症）

（例）溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス）など

【学校において予防すべき感染症】

学校保健安全法第 19 条および、学校保健安全法施行規則第 18・19 条において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が以下の表のとおりに定められています。

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS)痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発生した後 5 日を経過し、 かつ、解熱した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、 かつ、症状が軽快した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎など)	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

※出席停止の期間は上記のとおりですが、医師から具体的な指示があればその指示に従ってください。

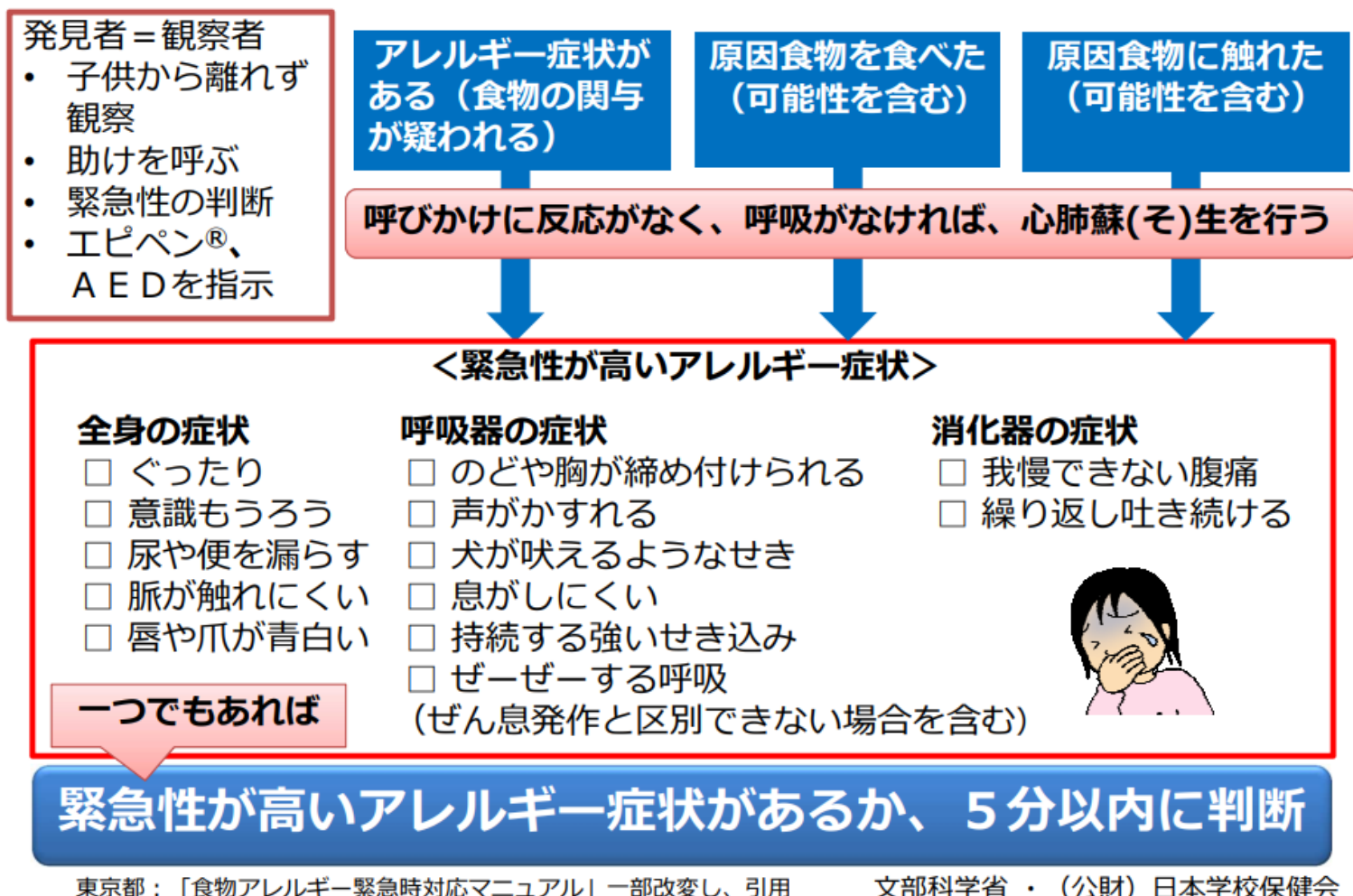
※第一種…感染症法によるもの

第二種…空気感染または飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性の高い感染症

第三種…学校において流行を広げる可能性がある感染症。「その他の感染症」は、感染拡大を防ぐため
必要があるときに限り緊急的に措置を取ることができる。



◆アレルギー反応による緊急時の対応



緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う → AEDの使用
- ・ その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない！**

<安静を保つ体位>

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

◆エピペンの使用方法

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



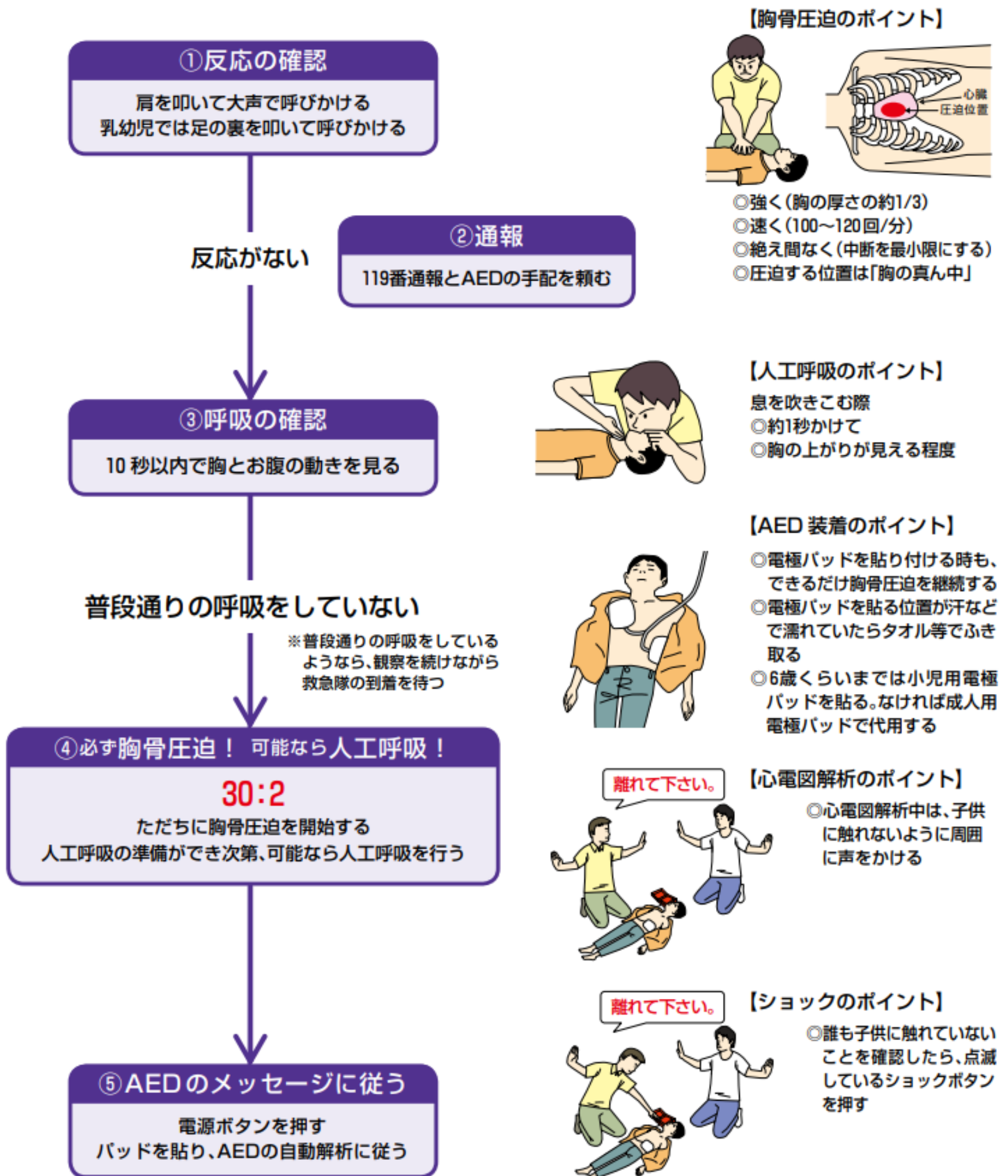
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

◆心肺蘇生法

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



◆感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制

- ①各福祉保健所に電話をかけると、留守番電話で高知県庁代表番号(088-823-1111)を案内される。
- ②高知県庁に電話をかけると、守衛が緊急連絡網の電話番号を持っており、主管課の課長へ連絡。
- ③課長から担当チーフ、管轄の福祉保健所等へ連絡し対応。



◆各連絡先一覧

保健所			
名称	住所	電話番号	F A X
安芸保健所	安芸市矢ノ丸 1－4－36	0887-34-3175	0887-34-3170
中央東保健所	香美市土佐山田町山田 1128－1	0887-53-3171	0887-52-4561
中央西保健所	高岡郡佐川町甲 1243－4	0889-22-1240	0889-22-9031
須崎保健所	須崎市東古市町 6－26	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多保健所	四万十市中村山手通 19	0880-35-5979	0880-35-5980



家畜保健衛生所等			
名称	住所	電話	F A X
中央家畜保健衛生所	土佐市高岡町乙 3229	088-852-7730	088-852-7733
(田野支所)	安芸郡田野町 903－8	0887-38-2543	0887-38-4152
(香長支所)	香美市土佐山田町加茂 777	0887-52-3069	0887-53-1359
(嶺北支所)	土佐郡土佐町田井 1370－7	0887-82-0054	0887-82-0094
西部家畜保健衛生所	四万十市具同 5208	0880-37-2148	0880-37-5326
(高南支所)	高岡郡四万十市榊山町 2－12	0880-22-1124	0880-22-4440
(檮原支所)	高岡郡檮原町檮原 1629	0889-65-0392	0889-65-1241
畜産振興課	高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号	088-821-4551	088-821-4578
鳥獣対策課	高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号	088-823-9039	088-823-9526

※家畜保健衛生所…家禽(鶏・アヒル・鴨 等の家畜)や愛玩鳥の異常
※鳥獣対策課…死亡野鳥

